

○有視界気象状態について航空交通管制圏又は航空交通情報圏内にある空港等と同一の条件が適用される航空交通管制圏又は航空交通情報圏外にある空港等の指定に関する告示

平成十七年八月四日

国土交通省告示第七百七十六号

改正

平成二十年六月十八日国土交通省告示第七百五十六号

平成二十三年八月二十五日国土交通省告示第八百五十九号

平成二十五年二月七日国土交通省告示第百十五号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第五条第四号の規定に基づき、有視界気象状態について航空交通管制圏又は航空交通情報圏内にある空港等と同一の条件が適用される航空交通管制圏又は航空交通情報圏外にある空港等の指定に関する告示を次のように定める。

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第五条第四号の航空交通管制圏又は航空交通情報圏外にある国土交通大臣が告示で指定する空港等は、調布飛行場、但馬飛行場及び天草飛行場とする。

附 則

- 1 この告示は、平成十七年十月一日から施行する。
- 2 有視界気象状態について航空交通管制圏内にある飛行場と同一の条件が適用される航空交通管制圏外にある飛行場の指定に関する告示（昭和五十年運輸省告示第五百五十八号）は、廃止する。

（平成二十年六月十八日国土交通省告示第七百五十六号により一部改正）

附 則（平成二十三年八月二十五日国土交通省告示第八百五十九号）

- 1 この告示は、平成二十三年九月二十二日から施行する。

附 則（平成二十五年二月七日国土交通省告示第百十五号）

- 1 この告示は、平成二十五年三月七日から施行する。